

知事・副知事を団長とした訪問団による海外活動の実施基準について

1 基本方針

知事・副知事を団長とした訪問団を編成して行う海外活動について、実施基準を明確化して、これを厳格に運用する。実施にあたっては必要性や効果を十分に見極め、必要最小限の規模とすることにより、経費の削減を図る。

2 実施基準

(1) 政策推進に不可欠なもの

- ・ 訪問相手方のトップや主要な関係者への働きかけや協議を行う必要があるもの
- ・ 宣伝活動への集客増や重要人物の参加に直結するもの

【主な事例】

県産品の販路拡大、観光客の誘致、国際スポーツ大会誘致

(2) 姉妹・友好提携地域との交流

- ・ 各地域との周年記念行事
ただし10年単位に限る
- ・ 新たな交流に関し重要な合意や協議が必要なもの

(3) 海外福岡県人会との交流

- ・ 移住周年記念行事・県人会創立周年記念行事
ただし10年単位に限る
- ・ 海外福岡県人会世界大会
(海外での開催は6年に1回)

(4) 外部機関等からの要請に応じるもの

- ・ 外部機関等からの要請に基づき、参加が必要と判断されるもの

【主な事例】

日韓知事会議（全国知事会、韓国での開催は4年に1回）

日韓海峡沿岸県市道交流知事会議（韓国での開催は2年に1回）

日本・ハワイ姉妹都市サミット（ハワイ日米協会主催）

3 議会への参加要請

議会への参加要請は、原則行わない

※県議会が構築した海外自治体や関係機関とのネットワークや人脈を活用することが施策の実現に直結するものを除く。